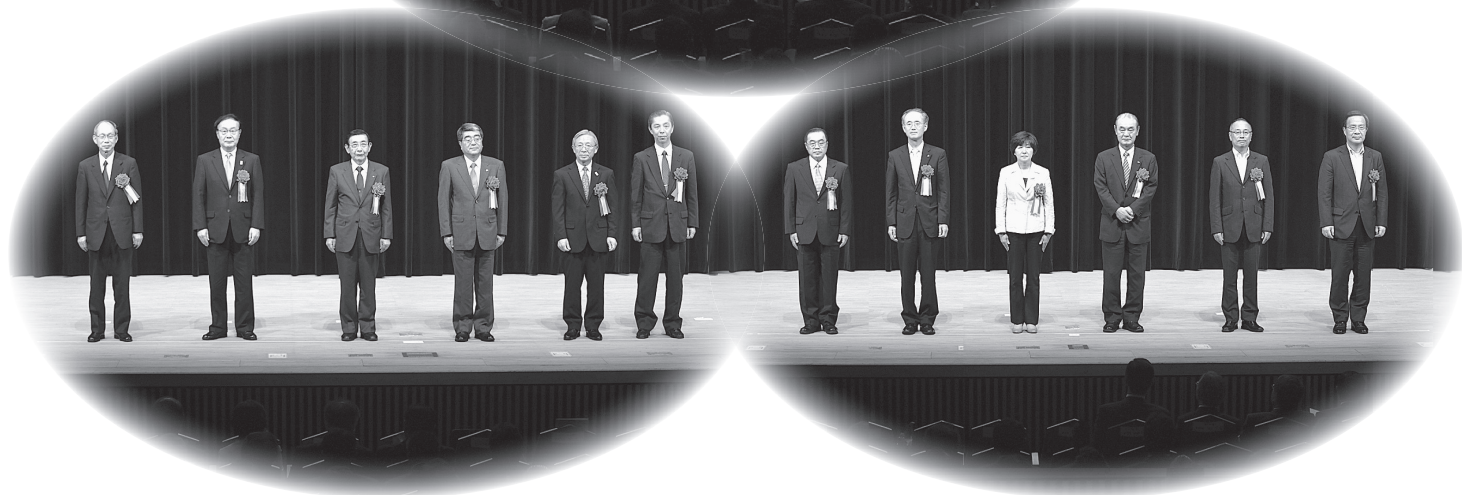


しあわせ作りのお手伝い
出会い ふれあい 信用組合

DISCLOSURE

2013



創業60周年記念式典より



魚沼の
塩沢信用組合

ごあいさつ



信用組合の原点である『共助と連帯』の輪を広げるときであり、これからの東北の長期的な復興には欠かせない理念となります。

当組合は、営業地域が限定された信用組合であり、地震の被災者と被災地の復興へは、全国の信用組合と協力して貢献していく方針として理事会で決議しました。

具体的な取り組みは、「義援金募金活動」を全店にて実施、自らも津南町と東北の被災信用組合へ義援金を拠出しました。被災地から避難されてきた方々への金融上の措置に関しても、全店の窓口で柔軟な対応を実施、長野県北部地震による、直接の被害に対し、また、東日本大震災による、地元経済等への影響に対し、緊急特別融資の取扱と相談窓口を設置しました。

私たちは、私たちにできること、それは信用組合を通じた社会貢献であり、自分たちの仕事に、精一杯取り組むことと考えております。

被災者に恥じることなく、日々を大切に、悔いのないよう、地元経済の活性化のために、信用組合の仕事に一生懸命に取り組む所存でございます。

当組合は、地元で頑張っている方々を応援する「応援団」であり、自らも地元へ元気を提供するために「60周年記念事業」を企画いたしました。

1年前から準備した「創業60周年事業」は、当組合から地元への感謝の還元であり長年の感謝の気持を形に変えてお返しするものであります。

地元になくはない金融機関として、未来永劫、経営を存続させていくため、ここに60周年という通過点に達したことのご報告と、皆様方から、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

以上

平成二十五年七月

理事長 **小野澤一成**

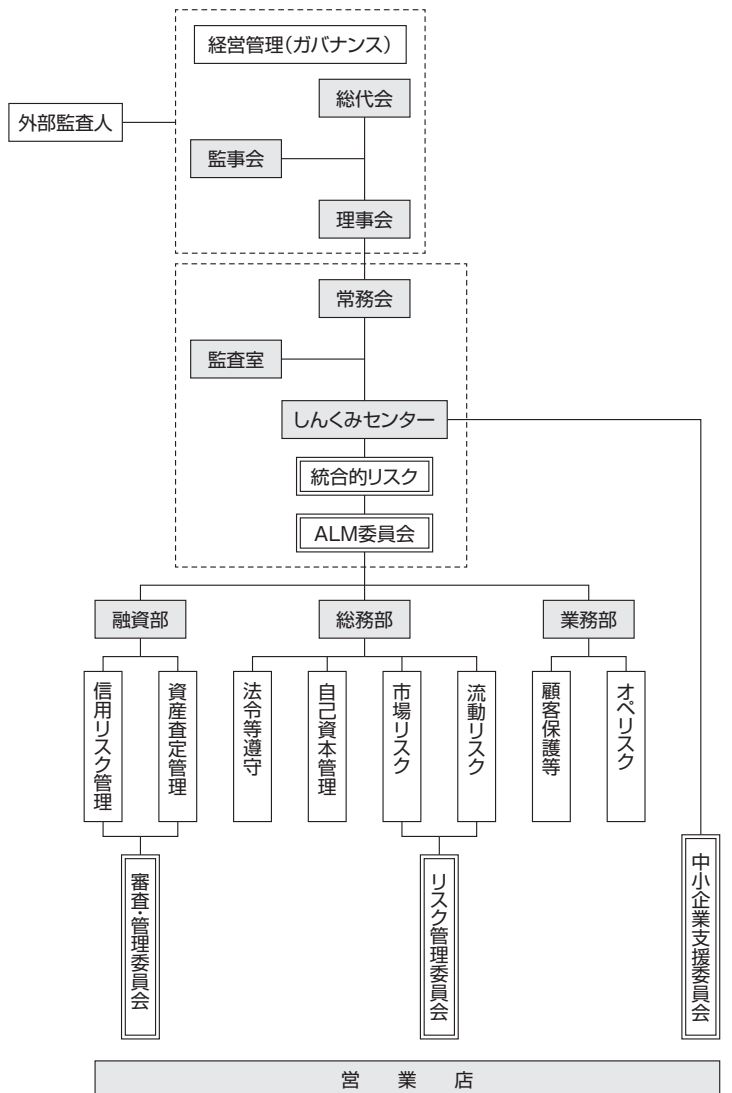
■当組合のあゆみ（沿革）

- ◆昭和28年 3月 5日 設立
- ◆昭和28年 4月 1日 営業開始（創業）
- ◆昭和42年12月25日 石打出張所開設
- ◆昭和47年11月 5日 本店新築
- ◆昭和49年11月 5日 石打支店新築
- ◆昭和54年11月 5日 五日町出張所開設
- ◆昭和58年12月 5日 津南支店開設
- ◆昭和59年11月 5日 五日町支店新築
- ◆平成 5年12月13日 小出郷支店開設
- ◆平成17年 4月11日 本部・本店駅通り店に移転
- ◆平成18年 5月 8日 新本店新築
- ◆平成18年 5月29日 しんくみセンター開設

■役員一覧

- | | |
|-------------|--------------|
| 理事長/小野澤一成 | 理事・非常勤/富所清治 |
| 常務理事/須藤昇二 | 理事・非常勤/星充男 |
| 理事・常勤/高橋清隆 | 常勤監事/林敏男 |
| 理事・非常勤/中嶋成夫 | 監事・非常勤/大竹一夫 |
| 理事・非常勤/桐生好雄 | 員外監事・非常勤/関久良 |
| 理事・非常勤/高橋一巳 | |

■事業の組織



1. 事業の概況

(1) 事業概況等

今期の取組として掲げた、商工会との連携事業は、業域内12商工会を4月中にすべて訪問し、既存会員の特典と新規会員の勧誘について、5月に開催された商工会の総会及び総代会を通じて、商工会会員約4千3百名へご案内した。

金融円滑化法の最終対応は、5月に業域内の5金融機関、16支店を訪問し、16人の支店長へ金融円滑化法の最終対応に関して更なる協力体制を要請、7月以降、他行と連携して対応した事案が何件か発生した。

消費生活センターと司法書士と当組合による「多重債務者対策情報交換会」については、業域内の司法書士16先と消費生活センター4先と市役所の市税県税徴収担当者との情報交換会を実施し、市役所は現在当組合を名指しで紹介、市役所から紹介されたとして、当組合の窓口を訪れる相談者が増えている。

夏場から秋口に掛けて、水害被害等を被った農業者への予約型融資は、効果的に利用され、農業者が他の農業者を紹介し実行された案件も発生している。

3ヶ月以上返済が滞ると延滞情報として、大手信用情報機関CICなどのデータベースに登録されるが、その登録件数は、92万件から1年半で173万件と急増している。その背景には20～30歳代を中心にスマホの割賦金額に通话代がかさみ支払えなくなるケースが後を絶たず、若い人の中には料金を延滞すると信用情報に傷が付くことを知らない人も多いことから、当組合では、注意喚起するとともに、車のローンなどで困っている販売会社へ、新型のマイカーローンを提供、ディーラーの新規取引と業者からの紹介によるローンが多数実行された。

当組合は、このような取組により、昨年『金融担当大臣表彰』を受賞、全国的に注目される金融機関となり、9月25日の「日本経済新聞」へは、挑戦する企業として大きく紙面で取り上げられた。

このように特殊案件を多数手がけて、確実に地域のために貢献しているといえるが、残念ながらその取扱い金額は極めて少額であり、貸出金残高は、定時償還金額を大きく下回り、この1年間で約9億円の貸出金残高の減少となる。

10月以降、店長権限内稟議をすべて本部で目を通し、稟議上の不備をその都度、営業店長と担当者へ直接伝えて改善を図り、1月には、新車の購入時の定期点検と同様の仕組みとしてローン先の「事後管理」定期点検をスタートさせた。

11月5日には、中小企業経営力強化支援法による経営革新等支援

機関として当組合を含む県下7金融機関が第1号認定を受けた。

円滑化法終了後の懸念払拭のために全貸出先を訪問し、期限到来後も変わらぬ対応であることを説明した。本年1月も同様の周知を行ったが、3月には3回目の周知として、条件変更した事業先と住宅ローン先へ書面にて周知した。

25年3月末の最終期限までに、当組合の「既存事業先」と「既存住宅ローン先」は全先、円滑な事業の存続と円滑な資金返済の実現に向けて、全力をあげて守りぬくとして、事業先119先の40億1千4百万円、住宅ローン先42先の5億7千万円を条件変更等により救済支援した。

財務の健全化を支援するとして取組んだが、その大半は、借入人の申し出にそのまま応じた貸出の条件緩和のみにとどまり、本来の事業再生支援に向けた取組としては、十分な状態ではなかったと認識している。

中小零細企業を支援するには、事業者自身がまだまだ出来ない財務面の強化を指導し、中小会計要領に準拠した決算書の普及と決算書の信頼性を担保する仕組み、資金繰り予測を容易にする月次決算ベースまでもっていく必要がある。

当組合では、そのための準備として、1月から3月にTKC全国会による土曜セミナーを全員参加で受講し、巡回監査と経営助言の実践を学んだ。

平成25年2月22日に当組合の営業地域内へ災害救助法が適用されたことを受け、当組合では、豪雪対策特別融資を2月28日から4月末まで取扱うこととした。そのほか金融上の特別措置も全店へ周知しスピーディに対応した。

当期の冬場のスキー産業については、一部リフトの無料化やJRによるセット料金などから入場者数は増加したが、2月の中旬以降、週末のたびに悪天候に見舞われ、最終的には収入減となったところが多数を占めた。

高齢者の公的年金の給付を担保に、違法に資金の貸付を行い、高齢者が返済のために継続的に利用せざるを得ない状況に追い込まれてしまうという事例が増えていると警察庁から通知があり、当組合では、年金者向けに「小口ローン」を新設、年金友の会の会員2千7百名全員へ2月に案内を郵送した。

只今、案内を見ての問合せや小口ローンの申込が全店で発生している。

この1年間で時系列にて振り返ると以上ようになる。

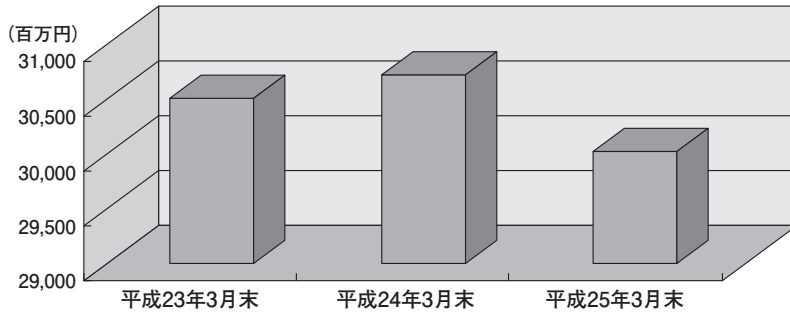
以上



創業60周年記念式典より

■平成24年度決算の概況

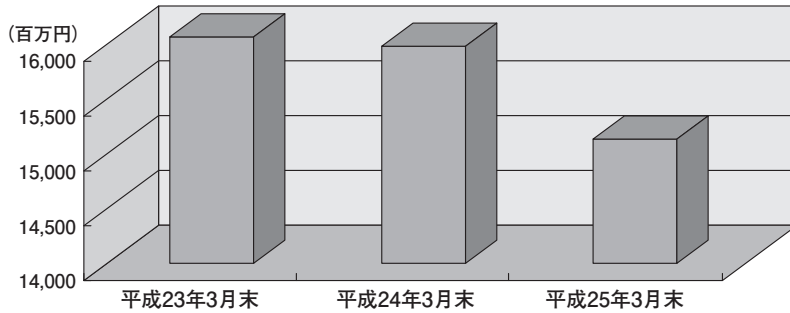
●預積金の推移



(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
預積金残高	30,399	30,613	29,914

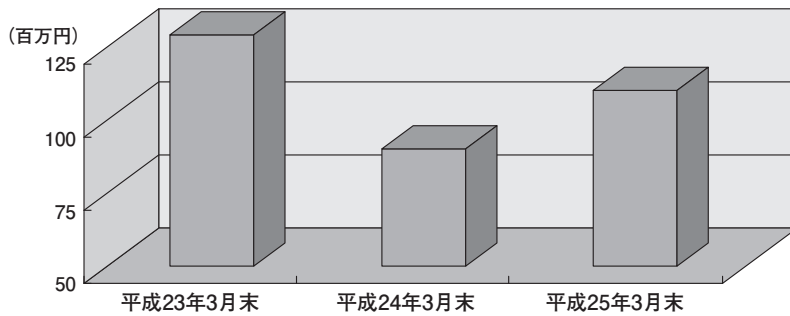
●貸出金の推移



(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
貸出金残高	15,929	15,844	14,997

●経常利益の推移



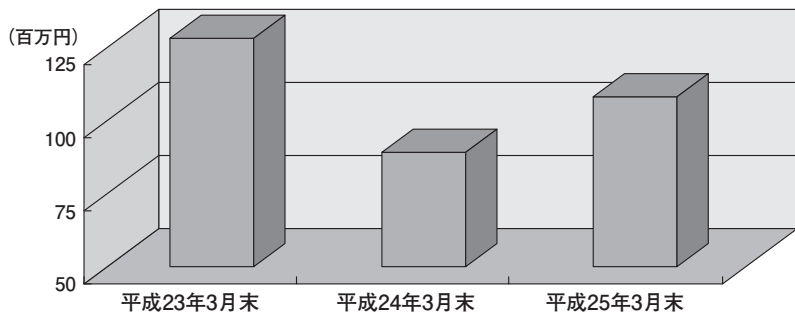
(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
経常利益	124	85	105



創業60周年祝賀会より

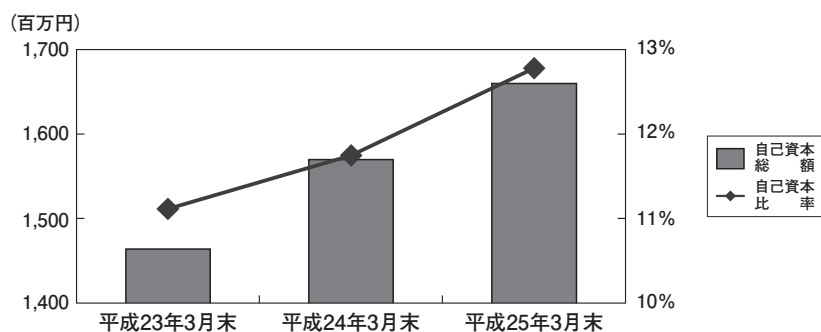
●当期純利益の推移



(単位：百万円)

	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
当期純利益	123	84	103

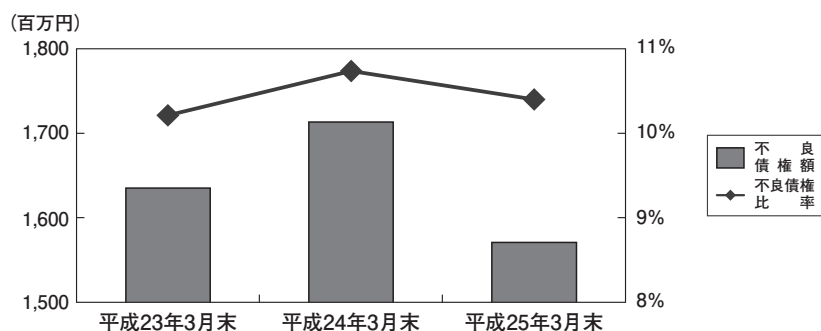
●自己資本比率・自己資本額の推移



(単位：百万円)

	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
自己資本総額	1,463	1,570	1,661
自己資本比率	11.11%	11.78%	12.80%

●不良債権比率・不良債権額の推移



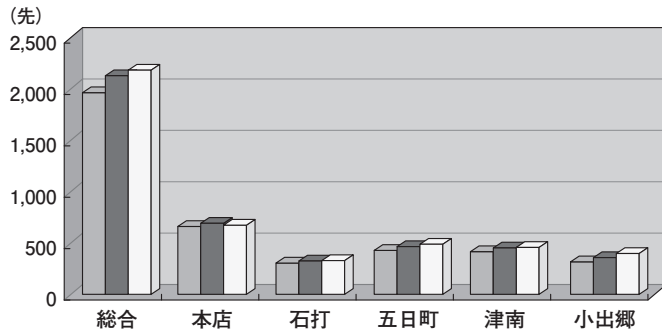
(単位：百万円)

	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
不良債権額	1,635	1,714	1,570
不良債権比率	10.22%	10.75%	10.41%



創業60周年祝賀会より

●融資取引先数の推移

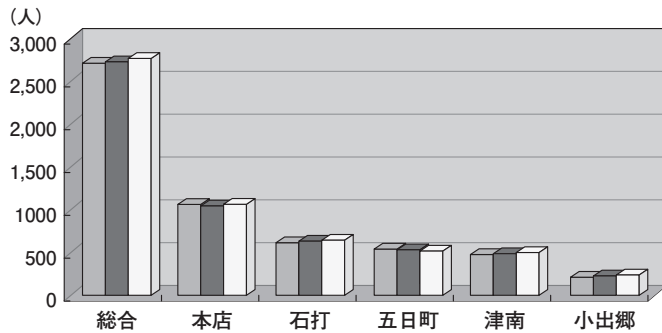


■ 23年3月
■ 24年3月
□ 25年3月

(単位：先)

	総合	本店	石打	五日町	津南	小出郷
23年3月	1,922	620	264	387	375	276
24年3月	2,087	651	284	424	411	317
25年3月	2,141	633	288	447	416	357

●年金友の会会員数の推移

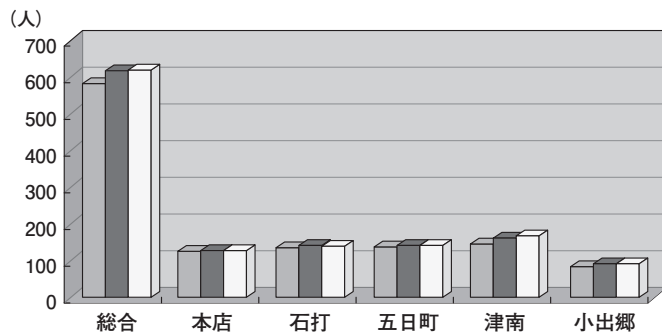


■ 23年3月
■ 24年3月
□ 25年3月

(単位：人)

	総合	本店	石打	五日町	津南	小出郷
23年3月	2,662	1,013	566	492	428	163
24年3月	2,678	995	584	483	438	178
25年3月	2,718	1,015	595	468	451	189

●信栄会会員数の推移



■ 23年3月
■ 24年3月
□ 25年3月

(単位：人)

	総合	本店	石打	五日町	津南	小出郷
23年3月	571	114	125	126	134	72
24年3月	606	116	130	130	150	80
25年3月	608	116	126	130	156	80



創業60周年祝賀会より

24年度・財務諸表

貸借対照表（資産の部）

※係数記載にあたって、単位未満は全て切捨て処理しております。

科 目	平成23年度	平成24年度
(資 産 の 部)		
現 金	416,889	371,479
預 け 金	13,133,123	13,398,729
買 入 手 形	—	—
コ ー ル 口 ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
商 品 債 権	—	—
商 品 地 方 債 権	—	—
商 品 政 府 保 証 債 権	—	—
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	—	—
有 価 証 券	3,159,401	3,241,842
国 債	1,563,250	1,631,330
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	797,761	800,702
株 式	15,220	15,220
そ の 他 の 証 券	783,170	794,590
貸 出	15,844,072	14,997,912
割 引 手 形	118,279	102,806
手 形 書 付	1,416,364	1,405,855
証 書 貸 付	13,206,439	12,340,119
当 座 貸 付	1,102,988	1,149,129
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 為 替	—	—
買 入 外 国 為 替	—	—
取 立 外 国 為 替	—	—
そ の 他 の 資 産	238,967	223,198
未 決 済 為 替 貸 付	3,214	5,007
全 信 組 連 出 資	87,000	87,000
前 払 費 用	—	—
未 取 収 益 金	110,668	100,329
先 物 取 引 差 入 証 拠	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
保 管 有 価 証 券 等	—	—
金 融 派 生 商 品 産 産	—	—
そ の 他 の 資 産	38,083	30,861
有 形 固 定 資 産	421,083	413,015
建 物	180,158	171,454
土 地	226,551	229,920
一 般 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定 資 産	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	14,372	11,639
無 形 固 定 資 産	2,235	1,809
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—
の れ あ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,235	1,809
繰 延 税 金 資 産	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	75,284	66,908
貸 倒 引 当 金	▲ 849,389	▲ 815,549
一 般 貸 倒 引 当 金	▲ 27,996	▲ 20,909
個 別 貸 倒 引 当 金	▲ 821,392	▲ 794,640
資 産 の 部 合 計	32,441,667	31,899,345

貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
(負 債 の 部)		
預 金	30,613,330	29,914,075
当 座 預 金	243,582	324,153
普 通 預 金	9,418,340	9,763,406
貯 蓄 預 金	89,678	92,796
通 定 期 預 金	—	—
定 期 預 積 金	18,951,832	17,996,472
そ の 他 の 預 金	1,879,712	1,714,988
譲 渡 性 預 金	30,185	22,258
借 入 金	—	—
借 入 金	—	—
借 入 金	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	—	—
コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 の 負 債	93,471	79,725
未 決 済 為 替 借 付	6,769	11,879
未 払 費 用	41,818	34,873
給 付 補 て ん 備 金	3,882	2,346
未 払 法 人 税	626	626
前 払 受 取 益 金	8,638	7,941
払 戻 未 済 金	6,244	2,051
職 員 預 入 り 金	17,733	16,307
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
先 借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 付 商 品 債 券	—	—
借 入 付 商 品 債 券	—	—
売 金 融 派 生 商 品 債 券	—	—
り 産 除 去 の 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	7,759	3,699
賞 与 引 当 金	12,812	9,648
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	44,828	41,390
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	12,067	14,068
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	363	849
偶 発 損 失 引 当 金	1,747	1,148
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	3,806	28,692
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証 証 金	75,284	66,908
負 債 の 部 合 計	30,857,711	30,156,508
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	398,737	404,949
普 通 出 資 金	398,737	404,949
優 先 出 資 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	1,156,092	1,247,419
利 益 準 備 金	401,235	401,235
そ の 他 利 益 剰 余 金	754,857	846,184
特 別 積 立 金	616,454	681,113
(うち目的積立金)	6,492	27,152
当 期 未 処 分 剰 余 金	138,403	165,071
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	1,554,829	1,652,368
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29,125	90,468
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	29,125	90,468
純 資 産 の 部 合 計	1,583,955	1,742,837
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	32,441,667	31,899,345
☆ 参 考 : 員 外 預 金 比 率	13.45%	13.80%

■貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	21年～39年
動産	5年～10年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

- 当組合は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ33万円増加しております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
 - 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
 - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（24年3月31日現在）

年金資産の額	283,431百万円
年金財政計算上の給付債務の額	315,534百万円
差引額	△ 32,103百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）0.233%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高32,103百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 43百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 436百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は132百万円、延滞債権額は1,397百万円であ

ります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,570百万円であります。
- なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、ATM（現金自動入出金機）及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、102百万円であります。
- 為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は4,303円84銭です。
- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報

告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	13,398	13,429	31
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,100	1,033	△ 66
その他有価証券	2,126	2,126	—
(3) 貸出金	14,997		
貸倒引当金(※)	△ 815		
	14,182	14,520	338
金融資産計	30,807	31,108	301
(1) 預金積金	29,914	29,868	△ 46
金融負債計	29,914	29,868	△ 46

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期の無い預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。また一部については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	15

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	200百万円	200百万円	0百万円
小 計	200	200	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	300百万円	299百万円	△ 0百万円
その他	600百万円	533百万円	△ 66百万円
小 計	900	833	△ 66
合 計	1,100	1,033	△ 66

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得時価	差 額
債 権	1,832百万円	1,698百万円	133百万円
国 債	1,631	1,498	132
その他	200	200	0
社 債	104	103	1
小 計	1,936	1,801	134

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得時価	差 額
債 権	99百万円	100百万円	△ 0百万円
社 債	99	100	△ 0
その他	90	100	△ 9
小 計	190	200	△ 9
合 計	2,126	2,001	124

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注) 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みのないものはありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。
・時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄
・時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	700百万円	—	1,067百万円	663百万円
国 債	—	—	967	663
社 債	700	—	99	—
その他	—	—	100	590
合 計	700	—	1,167	1,253

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,276百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,276百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

貸倒引当金	209百万円
税務上の繰越欠損金	61
退職給付引当金	11
固定資産	23
賞与引当金	2
その他	6
繰延税金資産小計	314
評価性引当額	△ 309
繰延税金資産合計	5
有価証券評価差額金	34
繰延税金負債合計	34
繰延税金資産の純額	28百万円

31. 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」および「その他の負債」の「その他の負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第11号平成25年3月28日)により改正された「協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正」(平成5年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

■損益計算書

科 目	平成23年度	平成24年度
経常収益	619,001	596,089
資金運用収益	578,225	556,789
貸出金利息	456,668	443,887
預け金利息	82,417	72,676
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	34,646	35,332
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	4,492	4,892
役務取引等収益	32,089	31,040
受入為替手数料	18,057	17,776
その他の役務収益	14,031	13,264
その他業務収益	8,019	6,536
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	23	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,996	6,536
その他経常収益	666	1,723
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	73	—
その他の経常収益	592	1,723
経常費用	533,927	490,171
資金調達費用	26,796	19,150
預金利息	23,733	17,410
給付補てん備金繰入額	2,983	1,656
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	79	84
役務取引等費用	37,097	33,374
支払為替手数料	8,582	8,987
その他の役務費用	28,515	24,387
その他業務費用	54	2,271
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	54	2,271
経常費用	447,229	416,461
人件費	283,736	255,669
物件費	158,376	156,211
税金	5,117	4,581
その他経常費用	22,748	18,913
貸倒引当金繰入額	19,693	885
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	3,054	18,028
経常利益	85,074	105,918

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	21	170
固定資産処分損	21	170
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	85,052	105,747
法人税、住民税及び事業税	893	900
法人税等調整額	▲659	1,563
法人税等合計	234	2,464
当期純利益	84,818	103,283
繰越金	53,585	61,787
当期末処分剰余金	138,403	165,071

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
当期末処分剰余金	138,403	165,071
当期純利益	84,818	103,283
繰越金	53,585	61,787
特別積立金取崩額	—	1,563
うち経営改善積立金	—	1,563
剰余金処分額	76,615	101,734
利益準備金	—	3,714
普通出資に対する配当金 (普通出資に対する配当率) (年3%の割合)	11,955	12,020
特別積立金 (うち経営改善積立金)	64,659	86,000
(うち創業60周年記念及び津南30周年 小出郷20周年事業積立金)	659	—
	20,000	—
次期繰越金	61,787	64,900

■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

私は当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年6月22日
塩浜信用組合
理事長 小野澤 一成

■損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 256円72銭

■地域貢献に関する情報開示

■地域に貢献するしおしの経営姿勢

当組合は、新潟県南部の魚沼エリアを営業区域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の精神に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人一人の顔が見えるきめの細かな取引を基本としており、常に組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献する為、組合員の利益を第一に考えることを基本としております。

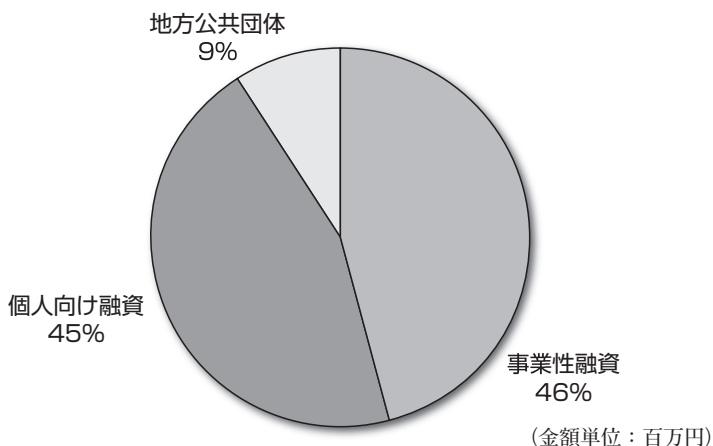
また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

これからも、組合員の豊かな暮らしづくりに奉仕するために、円滑な資金供給と金融サービスを提供していくことはもちろんのこと、文化的・社会的貢献活動を通じ、組合員の暮らしにうおいを与え、地元振興に積極的に資する、地元の金融機関として在り続けます。

■融資を通じた地域貢献

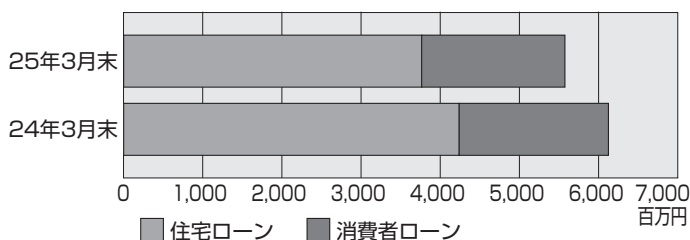
地元中小企業及び個人のお客様をはじめとする地域への円滑な資金供給を重要な使命と捉え、新商品の提供などを通じて、地域のお客様の資金ニーズにお答えします。

●貸出金残高の内訳（平成25年3月現在）

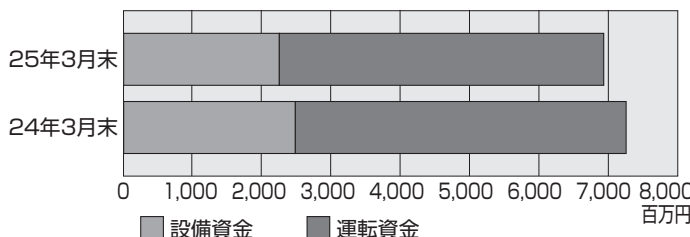


貸出金残高	事業者向け融資	個人向け融資	地方公共団体
14,997	6,925	6,689	1,383

●個人向け融資の内訳



●事業者向け融資の内訳



■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

【中小企業の経営支援に関する取組み方針】

当組合は、地元で頑張っている企業を応援する「応援団」であり、自らも地元へ元気を提供するために、1年前から準備した「創業60周年事業」は、当組合から地元への感謝の還元であり、長年の感謝の気持ちを形に変えてお返しさせていただくものです。

組合員一人一人は、良い時も悪い時もあり、長い目で見れば、助けたり助けられたりする間柄であり、当組合の付き合いは、長期的視点に立つ支援が基本です。当組合の地域が限定されていることは“運命共同体”を意味しており、逃げない金融機関として、お客様の経営支援に取り組んでいます。

【中小企業の経営支援に関する態勢整備】

25年4月に本部の「しんくみセンター」内に「魚沼の中小企業経営支援協議会」を設置し、各店には中小企業経営支援窓口を設置しました。

「㈱タナベ経営」と連携して「魚沼の経営塾」を開講し、取引先企業50社から参加を頂いております。

又、「TKC関東信越会」と提携し「魚沼の中小企業経営支援協議会」を立ち上げました。

【中小企業の経営支援に関する取組み状況】

<創業・新規事業開拓の支援>

当組合は、取引先企業の後継者の有無について全確認致しました。後継者の無い取引先への支援として、起業の夢や創業構想の発掘、若手企業家の発掘と育成に取組む中で、ビジネス・マッチングに取り組んでまいります。

ハローワークとの連携により、創業相談のなかで「助成金」等、支援制度をお客様が希望する時は、ハローワークを紹介、相談に乗っていただける体制になっています。又、後継者問題の連携について、後継者を広く募集する場合、ハローワークに求人を出し雇用、将来的に事業継承する形の連携が取れる体制になっています。

<成長段階における支援>

「㈱タナベ経営」との連携による「魚沼の経営塾」を立ち上げ取引先企業50社から参加を頂いております。㈱タナベ経営の講師による勉強会の開催、及び、受講生がお持ちの経営問題や経営課題について、講師が個別に相談をお受けする体制としています。又、塾生同士の異業種交流会の開

催によりビジネス・マッチングにも取り組んでまいります。

<経営改善・事業再生・業種転換等の支援>

TKC関東信越会との連携による「魚沼の中小企業経営支援協議会」を立ち上げました。25年4月に本部の「しんくみセンター」内に「魚沼の中小企業経営支援協議会」を設置し、各店には中小企業経営支援窓口を設置しました。

条件変更等に対応した経営支援先へは、経営支援担当職員が最低月1回の定期訪問として、巡回監査と経営助言の実践、又、経営改善計画策定支援等に取り組んでいます。

平成24年11月「経営革新等支援機関」の認定を取得し「にいがた中小企業支援ネットワーク」にも加盟、中小企業再生支援協議会の活用等お客様にとって最善の提案を行う事を心掛けています。

【地域の活性化に関する取組状況】

当組合本店が位置する「牧之通り」の活性化及び地元の観光産業の業績向上に向けた支援として、本店のロビーを観光客の見学場所として開放しています。①2月中旬～3月下旬にかけての「ひな雪見かざり」②5月GW、③10月上旬～11月下旬「塩沢つむぎ語り」の期間について、毎週の土曜、日曜の10時～15時を開放し、牧之通りの皆様と連携して、地元観光事業及び地元名産品のPRを実施しています。

地元購買活動促進事業として、「津南支店・30周年」「小出郷支店・20周年」を記念して、「ふるさとギフトカタログ」を作成中です。

地域内の事業者から、地域の特産品や地域内で製造販売している魅力ある商品を「カタログ」という形でまとめることにより、地域内事業者の新たな販路拡大と地域の活性化に貢献することを目的に取り組んでいます。

又、職員へ賞与の一部を必ず勤務地で消費することを条件に通常賞与と別に「地域還元型」の特別賞与を支給し、地元の信用組合として消費活動の促進に寄与するべく取り組んでいます。

「子供の金銭教育推進事業」として、当組合の各支店の所在地である小学生を対象に、貨幣の歴史や金融の仕組みを学ぶ親子勉強会の開催を計画しています。学校での直接の授業、又は、夏休み期間中に当組合営業店の店舗に小学生及び父兄を招いての開催とする計画です。

【顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローンの提供】

担保・保証に過度に依存しない融資商品である「景気対策融資」「農業振興支援資金」「商工会員融資」、協業化と創業・新事業を支援する「創業・協業化支援資金」、資金繰りの安定化を図る「ビジネスサポート」、エコ関連資金として「環境エコローン」などを取り扱っています。

また、個人への支援として、高齢者向けの「年金需給者ローン」、多重債務改善対策の「おまとめローン」、当組合組合員の地元自動車関連指定業者からの車の購入から、細かな出費まであらゆる場面に即日対応できる「マイカーローン・リザーブ」などを取り扱っています。

■中小企業等金融円滑化に関する取組み

当組合は、公共的使命を全うするため、地域社会・地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取組んでおります。

中小企業者及び個人のお客様から、貸付けの条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付けの条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

●平成25年3月末に「中小企業金融円滑化法」の期限を迎えましたが、当組合の取引先に対する融資の取組や方針がなんら変わるものではありません。円滑化法廃止が不良債権の増加を引き起こすとの思惑は、誤解であり、期限到来後もこれまでと何ら変わることのない、融資のお取引に努めますので、今後とも宜しく願い申し上げます。

■地域サービスの充実

●店舗・ATM等の設置数（平成25年7月現在）

店名	住所	電話番号	自動機		ご利用時間
			ATM	両替機	
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 南魚沼市塩沢1221番地-4	025-782-1201 (代)	1台	—	平日、土・日祝祭日 午前8時から 午後8時まで
本 店	〒949-6408 南魚沼市塩沢1198番地	025-782-1151 (代)	2台	1台	
石 打 支 店	〒949-6371 南魚沼市関1124番地1	025-783-2962 (代)	1台	—	
五 日 町 支 店	〒949-7101 南魚沼市五日町387番地1	025-776-2691 (代)	1台	—	
津 南 支 店	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字下船渡茂543番地3	025-765-3125 (代)	1台	—	
小 出 郷 支 店	〒946-0076 魚沼市井口新田547番地15	025-792-7766 (代)	1台	—	

●顧客の組織化とその活動状況

◆後援会「信栄会」

本会は、当組合の業務の伸長を支援し、併せて会員の見識を高め、会員の生活の安定、会員相互の親睦への寄与および会員の経済社会における地位向上に資する事業を行うことを目的として設立し、事業として経済・経営に関する研究会、懇談会、親睦事業などを行っております。

会員数は現在608名で、精力的に活動しております。

《24年度年間行事の紹介》

平成24年 6月 3日～4日	本店信栄会「研修旅行、買物で復興支援・気仙沼と南三陸温泉」実施	平成24年 9月17日	「第25回・四信栄会合同親善ゴルフコンペ」実施 第7回「信栄会・正副会長会」実施 津南信栄会「紅葉トレッキングバスツアー・尾瀬ヶ原」実施
平成24年 6月24日	小出郷信栄会「第6回・ゴルフコンペ」実施	平成24年 9月21日	
平成24年 7月 1日～3日	小出郷信栄会「研修旅行、韓国ソウル市内観光」実施	平成24年10月21日	石打信栄会「第32回・定期総会」実施 小出郷信栄会「第11回・定期総会」実施 本店信栄会「第32回・定期総会」実施 五日町信栄会「第32回・定期総会」実施 津南信栄会「第21回・定期総会」実施
平成24年 7月29日	津南信栄会「第21回・ゴルフコンペ」実施	平成24年12月14日	
平成24年 8月 4日	津南信栄会「第10回・ふれあいの集い」実施	平成25年 1月17日	小出郷信栄会「第2回ボウリング大会」「第8回納涼祭」実施
平成24年 8月 7日	小出郷信栄会「第2回ボウリング大会」「第8回納涼祭」実施	平成25年 2月 8日	
平成24年 8月26日	石打信栄会「ふれあいの集い」実施	平成25年 2月22日	津南信栄会「第21回・定期総会」実施
平成24年 9月 9日	津南信栄会「大地の芸術祭バスツアー」実施	平成25年 3月 8日	
平成24年 9月16日	五日町信栄会「第19回ふれあいの集い」実施		

◆年金友の会「よろこび」

当組合の年金友の会は、当組合で年金を受給しているお客さまを会員とし、趣味・文化・スポーツ・健康に関する活動を通じて、会員相互の親睦と仲間作りを進め、健康で明るく楽しい生活を過ごして頂くため昭和63年6月設立され、会員数は現在2,718名、活動としては旅行・昼食会などを行っております。

平成24年6月1日にはホテルグリーンプラザ上越にて「年金友の会25周年記念式典」を開催しました。

◆しおしんレディースクイーン

当組合の女性専用商品「クイーン積金」をご契約のお客さまを会員とし、会員相互の親睦を図るため平成元年6月に設立され、会員数は現在684名、観劇・グルメ・ショッピングツアーなど行っております。

■文化的・社会的貢献に関する活動

当組合では、各月の3日を信用組合の日（「くみの日」）として、全店職員による公園や商店街のボランティア清掃を実施しているほか、青少年の健全育成のため塩沢商工会との共催による第12回塩沢商工会長杯・塩沢信用組合理事長杯「少年野球大会」の実施、塩沢「牧之通り」で開催された「牧之茶会」への協力、「国際グルメグランプリ」への参加を通して、皆様からの暖かい応援を頂いております。

《24年度年間行事の紹介》

平成24年 5月 3日	塩沢宿「牧之茶会」協力	平成24年10月 6日～7日	「国際グルメグランプリ」牧之通りで実施、職員ボランティア参加 本店「観光開店」実施 本店「観光開店」実施
平成24年 6月～11月	各月全店職員「ボランティア清掃」(年6回) 実施	平成24年10月13日～11月18日	
平成24年 6月17日	「第12回塩沢商工会長杯・塩沢信用組合理事長杯合同少年野球大会」	平成25年 2月16日～3月17日	
平成24年 9月10日	「献血ゆうあい号」(本部店) 実施		
平成24年 9月21日	「信組ビア祭り」(牧之通りと射干の会共催) 実施		

リスク管理体制

金融の自由化の進展とともに、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えてきております。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

■信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立した、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当っては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動にともなうリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなっていますので、適切な管理と対応が重要となっております。当組合では、

資金運用基準規程の制定や毎月内部において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

なお、保有資産のうち有価証券は別記金額の運用であり社債・国債を中心とした元本保証の債券類の保有でありますので、これらの市場リスクは少ない状況となっております。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
- (2) システムリスク：コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
- (3) その他オペレーショナル・リスク
 - ① 法務リスク：顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ② 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ③ 有形資産リスク：災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っております。

法令等遵守体制（コンプライアンス）

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

■当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「しおしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置づけております。
- ② 「しおしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。
- ③ 「しおしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「しおしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「しおしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「しおしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：塩沢信用組合本部】 フリーダイヤル 0120-600-283

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応のご案内については、当組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>

■紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記塩沢信用組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

総代会

総代および総代会の機能等について

①総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。

組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることができます。

当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。

②総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されています。組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められています。組合員の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。

○ガバナンスの強化

組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、情報開示の充実と総代地区会議および総代の研修会等の活用により、組合員の声を聞き、その声にお応えできる組合経営に努めます。

③当組合「総代選挙規程」抜粋

第2条 総代は、組合員のうちから理事会の定める選挙区ごとにその地区に属する組合員によって選挙する。

2 総代の選挙は、総代任期満了直前の決算期末日現在の組合員数を基準に、選挙区ごとの総代定数を算出し、選挙会開催日時、選挙事務所、選挙管理委員等について、理事会において定めるものとする。

3 選挙会は、総代任期満了の日に行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、総代任期満了の日の前30日以内に行うことができるものとする。

定款の定め「総代」

* 「定数」100人以上120人以内（現職は、120名）

* 「任期」3年（現職の任期は、平成27年6月まで）

総代選挙の予告

次回の総代選挙は平成27年6月に予定します。現在の総代の任期満了は、平成27年6月10日です。

④総代氏名

(地区別・五十音順)

本店地区総代	高橋 喜一	飯酒盃 厚夫	五日町支店地区総代	津南支店地区総代	涌井 フサイ
阿部 秀明	高橋 信勝	上田 健次郎	井口 伸夫	石原 友三郎	22名
阿部 浩光	高橋 ひろみ	金澤 和男	池田 きみよ	籠田 淑子	小出郷支店地区総代
阿部 勝	高橋 守	岸野 悦雄	石田 衛	風巻 良夫	内田 幹夫
安達 辰也	田村 正治	木村 盛	大平 春子	草津 進	遠藤 憲子
井口 岳夫	田村 暁	小林 勇	小川 一夫	桑原 信一	遠藤 実
飯酒盃 敏	中嶋 京子	佐藤 富男	奥村 邦夫	粉川 正明	大平 實
大津 潔	中嶋 知一	高野 信衛	笠原 貴美男	島田 敬子	大桃 久子
大塚 常作	林 澄子	高橋 郁夫	上村 清子	高橋 久子	岡部 誠
貝瀬 一恵	原田 清	田村 仁	木内 喜代子	高橋 秀夫	風間 健
貝瀬 哲男	平賀 定夫	外谷 光雄	櫻井 厚子	滝沢 完治	小島 成之
片山 茂	平賀 孝雄	中澤 明子	中澤 一博	福原 ヒロ子	櫻井 一枝
上村 忠義	笛木 幸久	中澤 幸子	長屋 昇	福原 政文	佐藤 弘志
川内 正	丸山 忠義	中澤 好夫	西野 敬太郎	藤ノ木 忠夫	関 富一
桐生 厚義	見留 光夫	林 勝則	西野 徳光	宮澤 清	瀬下 賢一
桑原 博	山田 幸男	林 茂一	西野 一	村山 壮	星 伸哉
桑原 保夫	渡辺 みさ子	林 秀夫	羽賀 謙祐	山田 武夫	星 充男
腰越 三紀子	割田 賢一	星野 富夫	羽吹 忍	山田 武雄	横山 弘文
清水 一夫	39名	山田 みつ枝	星野 まち子	山田 泰	渡辺 頼敏
菅井 英明	石打支店地区総代	山本 淳一	八木 健二	山田 芳男	16名
鈴木 美穂	阿部 市郎	山本 利夫	山田 信之	吉野 徹	合計 120名
高野 好雄	阿部 保幸	23名	20名	涌井 好一	

⑤第60期 通常総代会の決議事項

平成25年6月22日開催の「通常総代会」において下記のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

記

第1号議案 平成24年度「第60期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。

第2号議案 平成25年度「第61期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。

第3号議案 理事任期満了に伴う改選の件は、次のように選任されました。

理事 小野澤 一成	重任	理事 桐生 好雄	重任
理事 須藤 昇二	再任	理事 高橋 一巳	重任
理事 高橋 清隆	新任	理事 富所 清治	再任
理事 中嶋 成夫	重任	理事 星 充男	新任

第4号議案 組合員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。

第5号議案 平成25年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

1. 理事報酬 年間総額 32,000千円以内とする。(昨年25,000千円)
各理事の報酬額、支給時期、支給方法については理事会に一任する。
2. 監事報酬 年間総額 8,000千円以内とする。(昨年8,000千円)
各監事の報酬額、支給時期、支給方法については監事会に一任する。

3. 実支給については、25年7月の報酬月額より、全役員一斉に変更し、26年6月まで同額にて適用するものとする。

尚、退任役員の報酬は、退任月「6月」まで支給し、新任役員は、就任の翌月「7月」より、退任月まで支給する。

第6号議案 当組合「経営情報」開示の件として、次の項目についてご説明いたしました。

○平成25年度「創業60周年記念・事業計画」

○当組合の取組

1. 営業時間の延長
2. サマータイムの実施
3. ボランティア清掃
4. 全面「禁煙」実施
5. ATMのご利用時間
6. 全店感謝デーの実施
7. 「振込込め詐欺」当組合の防止策
8. 「全店一斉融資推進日」の実施
9. 「年金会員現況確認」の実施
10. セブンイレブンのATM利用
11. 両替手数料は無料
12. 振込手数料の組合員優遇
13. 年金照会代行サービス
14. 職員へ「地域還元型賞与」支給
15. 「観光開店」の取組み

○年間スケジュール

■当組合「経営情報」の開示

平成25年度「経営の基本方針」

I. 25年度「経営の基本方針」

当組合は、地元で頑張っている元気のある企業を応援する「応援団」であり、自らも地元へ元気を提供するために「60周年記念事業」を元気良く実施する。

1年前から準備した「創業60周年事業」は、当組合から地元への感謝の還元であり、長年の感謝の気持ちを形に変えてお返しするものである。

当組合の役職員は、この地域とそこに暮らす企業と人を信用組合の仕事を通じて良くしたいと願う者たちの集団であり、そのために心身ともに健康で、明朗闊達なる仕事で地元の役に立ち、付加価値の高い業務を遂行できるように献身努力する。

地域から頼られる信用組合になるために、積極的な営業推進で経営基盤を強化し収益力を高め、コンプライアンスやリスク管理の内部管理態勢の充実と経営管理ガバナンス態勢の強化により、当組合の収益性と信頼性の確保に努める。

長期的かつ安定的な金融機能を提供するために、貸出先の事後管理をルーブル化して完全なる回収を実現し、小口多数取引によりリスクを分散し、事務ミス未然防止などにより取引コストを引下げ、健全性を強化する。

地域金融機関には、中小企業に対する経営相談や経営指導等のコンサルティング機能が求められているが、当組合では、あらゆる事業者に「共生のための共同」と地元資源の優位性を発揮した、付加価値を想像し創造すること、消費者目線利用者目線に立ち、小さな利益を確実に得るコツコツ営業の重要性などを提案している。今後はさらに中小企業の経営支援を目的に、本部内に専門部署を設置、中小企業支援委員会を組織し、TKC全国会による職員の能力開発に取組み、タナベ経営による「魚沼の経営塾」を開講し、取引先の経営力強化に資する。

「万人は一人のために、一人は万人のために」は、「相互扶助」と「自立共助」を象徴的に表すものであり、これからの信用組合がなすべきことは、協同組織という企業形態を守るのではなく、協同組織という形態を最大限に活かして、顧客や社会の要請に応え、地域の面的再生へ積極的に参画することであると考える。

当組合は、さらに信用組合の非営利組織という特性を活かし、小規模事業者を中心に組合員の身の丈ニーズに合う「真の地域密着型金融」に取り組み、金利競争に陥ることなく、個性的なサービスにより、地域を支え、人々の暮らしを応援する。

組合員一人一人は、良い時も悪い時もあり、長い目で見れば、助けたり助けられたりする間柄であり、当組合の付き合いは、長期的視点に立つ支援が基本である。

当組合の地域が限定されていることは「運命共同体」を意味しており、逃げない金融機関として、地元から信頼を得る強みである。

売上の低迷、収入の減少から返済負担が増加する事業先や、個人の住宅ローン先、さらに、現代社会において経済的に弱くなった、高齢者と若年者などへ、当組合から積極的に声をかけ、事業の再生や返済猶予等の相談に応じ、生活資金の改善へきめ細かく親切丁寧に対応し、底辺を担う信用組合としての使命を全うする。

当組合は、役職員が積極的な全員営業を展開し、地域の皆様からご理解とご支援を得るために、日々一生懸命に営業することを基本方針とする。

1. 24年度の反省事項「全部店共通」

- 財務を健全化する目的の中小企業への経営支援の取組が不十分であった。
- 積極的な全員営業が図れず、訪問活動不足から目標未達成を招いた。
- 中堅ベテラン職員の改善不足と理解不足による非効率な業務が繰り返された。
- 多数を占める若手と女性職員の能力活用不足から一人当たりの生産性が低下した。
- 検印の不注意と内部ルールの徹底不足から簡単な事務ミスが頻発した。
- 職員の健康不良による休職や途中退職が発生した。

2. 反省を踏まえた取組「重点施策」

- 1) 条件変更等に対応した156先へ、あらためて困難な条件を問うて、再生への強い意志を確認し、貸出先のやる気を持続するためにエールを送り続ける。

TKC関東信越会と提携し「魚沼の中小企業経営支援協議会」を立ち上げる。

4月に本部の「しんくみセンター」内へ「魚沼の中小企業経営支援協議会」を設置、各店へ専門窓口を設置、担当職員は、審査管理委員とし、

当組合の本部担当部署とTKC担当者による協議会は約3ヶ月に一度開催する。

条件変更等に対応した経営支援先へは、各店長の方針の下に担当職員が最低月1回の巡回監査と経営助言の実践に取組むこととする。当組合の中小企業支援委員はタナベ経営と協力して魚沼の経営塾の内容を充実させ、経営塾効果及び交流会効果により、参加50社の中から経営支援成功モデルを誕生させる。

- 2) 理事長営業を毎月最低10回、各店長の営業活動を最低月10回以上実施し、支店長の行動力と率先垂範能力を強化し、貸出FSと特別定期FSにより全員営業を展開し、行動不足から生じた営業不振を挽回する。
- 3) 融資判断基準書の記載事項の統一と内容の充実により、確実に、若手職員と女性職員による実績が上がり、逆に従来スタイルから脱し得ない、昔の形式による

中堅ベテラン職員の稟議に見直し点が生じ、二度手間となるものがあった。

いかに基本に忠実であるかがスピードアップの鍵である。

今後は、融資稟議時に収集した情報をDB化して第二段階の活用を目指す。これは、「事後管理」と「その後の資金需要」の両面を同時に進行させるものであり、定着した場合は、小口であってもかなり効率的な貸出先管理となる。

- 4) 職員の多数を占める、若手と女性職員を中心に活躍の場を提供し、能力を開花させ、即戦力化を実現する。個々の能率アップ、費用対効果の検証、団体戦による生産性の向上を実現する。
- 5) 事務の効率化による取引コストの引下げは、同じ失敗の繰り返しや仕事の段取りの悪さ、執務時間中の雑談などを改め、日々の業務へ全員が集中することから実践し改善を図る。上期は各部店長を「事務改善委員」として任命する。

内部ルールとして「私たちの職場とマナー」テキストの17ページから25ページを当組合の「仕事の進め方の基本」として全部店の全職員で徹底する。

事務ミスの再発防止に関してとルール化の定着とその検証に関しては、C.25年度の「具体的施策」に記載された通りとする。

- 6) 心の健康管理は体の健康管理と表裏一体なので、心の健康管理に気をつけると同時に体の健康管理に気をつけるようにする。

体の健康管理としては、①規則正しい生活を送ること②食事に気をつけること③適度な運動を続けることであり、心の健康管理としては、不安や不満の感情が芽生えたとき内に溜めないよう人に話して精神浄化作用により負担を軽減させるようにする。

職場全体で体力向上、健康増進へ取組、明るく元気で健全な職場とする。

II. 25年度「経営課題」

1. 地元への元気の提供

- 1) 地元の元気印を応援する応援団
 - ①貸出先のやる気を持続するためにエールを送り続ける。
 - ②事業者本人の再生への強い意志をあえて困難な条件にて確認しその上で支援する。
 - ③既存事業先の後継者の有無を確認し、事業継続の見込みを多角的に応援する。
- 2) 60周年事業で感謝還元
 - ①記念式典及び祝賀会、記念事業、魚沼の経営塾を大成功させる。
 - ②特別定期預金の20億円達成と預金積金の純増10億円を達成させる。
 - ③貸出FSを通じ職員個々の目標達成と融資技能のレベルアップを実現する。
- 3) 全員営業の展開
 - ①理事長営業により支店長の行動力と率先垂範能力を強化する。
 - ②自己の能率アップ、費用対効果の検証、団体戦による生産性向上を実現する。
 - ③女性と若手職員の活躍の場を提供し、能力を開花させ、即戦力化を実現する。

2. 当組合の土台の強化

- 1) 地元の役に立ちたいと願う集団
 - ①研鑽の会の幹部研修により、健康で優秀な次世代を担う経営幹部を育成する。
 - ②地元の応援団として“元気印”を奨励し、心身ともに職員の耐性を強化する。

③健康診断や歯科検診、体力強化により体調を崩さない元気な職員を評価する。

2) 収益性と信頼性の確保

①「貸出金利息」「利回」「貸出金残高」「貸出先数」の目標は、必ず達成する。

②不祥事件再発防止、内部告発、相互監視、顧客への確認、人事異動を徹底する。

③監事の独立性、理事の相互牽制、総代と総代会の機能を強化する。

3) 健全性の強化

①貸出先の事後管理を定着させ、延滞を絶対に発生させない管理を徹底する。

②「小口」「先数」「利鞘」を重視、返済の意思確認、適用金利の適正化を実現する。

③事務ミスは、発生事象を分析、原因を究明、全店共有化し再発防止を徹底する。

3. コンサルティング機能の発揮

1) 中小企業経営支援

①総代、既存事業者との関係を強化し、顧客紹介や販路開拓で成果を上げる。

②既存取引先の中より、成功モデルを誕生させ、さらにその波及効果を上げる。

③職員は、「利益」を想像する力を養い、「利益」を創造する力を発揮する。

2) 巡回監査「決算書確認」と経営助言「聴くと問う」の実践！

①経理体制の強化と金利優遇制度により中小会計要領準拠の月次決算を普及する。

②環境分析（SWOT）した経営戦略とマーケティングから事業戦略を実行する。

③条件変更した先へ定期的な「モニタリング」（巡回監査）と経営助言を実施する。

3) 総合的な人材教育

①札勘定とオペ技能を内部検定化し、全職員の検定を実施する。

②実践ロープレの定着、対話力向上、当組合の独自のロープレ大会を実施する。

③社長、経営者と対等に話せ、どんな職業や職場でも通用する人材を育てる。

4. 協同組合の特性「相互扶助」「自立共助」「非営利組織」

1) 地域の面的再生

①地元で買物、地元で消費、地域還元型“特別賞与”を有効活用する。

②ふるさとギフトカタログを完成させ、地元の購買活動促進に貢献する。

③地域の行政、商工会、金融機関、高等学校等と連携し、地域の活性化へ貢献する。

2) 真の地域密着型金融

①農業振興、商工会員融資、指定業者制度等、地域ニーズに即応して推進する。

②経営情報や地域貢献に関する情報開示を充実させ、顧客の支持と信頼を高める。

③起業の夢や創業構想の発掘、若手起業家の発掘と育成に取り組み成果を上げる。

3) 個性的な金融サービス

①訪問は事前にアポを取り、次の訪問はお客様都合を優先して日時を指定する。

②他行のやらないローンを独自に開発し、求める人へタイムリーに提供する。

③営業時間の延長、手数料の優遇、為替業務の優先送信、利便性を提供する。

5. 地元との運命共同体

1) 長期的な視点

①小中学生に金銭教育、若者は定積で財産形成、職員は計画的な増資を奨励する。

②25年度事業計画「基本方針」「経営課題」を読みこなし、自分のものにする。

③信組の建物も職員も金融事業も親睦事業も長期的に利用するファンを作る。

2) 逃げない金融機関

①逃げない自分たちの強みや良さをあらゆる方法でPRし信頼を得る。

②職員一人一人が例外なくお客様から評価され信頼される確実な営業を実践する。

③職員は基本的に地元から採用し、血縁関係を広げ、関係者の人縁地縁を活用する。

3) 底辺を担う使命

①年金者へ生活資金支援型ローンを提供し、年金生活資金の安定を実現する。

②若年層へ信用情報の重要性を注意喚起し、独自の支援資金を提供する。

③市税滞納者、多重債務者へは、司法書士と連携をとり対応する。



創業60周年祝賀会より

■自己資本比率規制（バーゼルⅡ）

自己資本の充実の状況について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
(自己資本)		
出資金	398	404
非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	401	404
特別積立金	681	765
繰越金（当期末残高）	61	64
その他	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
其他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業、結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 (A)	1,542	1,640
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	27	20
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目 (B)	27	20

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	1,570	1,661
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段及びこれに準じるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	—	—
控除項目不算入額	—	—
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	1,570	1,661
(リスク・アセット等)		
資産（オン・バランス）項目	12,154	11,807
オフ・バランス取引等項目	67	60
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,110	1,103
リスク・アセット等計 (F)	13,332	12,970
単体Tier1比率 (A / F)	11.57%	12.64%
単体自己資本比率 (E / F)	11.78%	12.80%

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第22号）に係る算式に基づき算出しております。
2. 「其他有価証券の評価差損（△）」については、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。
- なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおりです。0百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	12,221	488	11,867	474
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	12,221	488	11,867	474
① ソブリン向け	140	5	125	5
② 金融機関向け	2,946	117	2,999	119
③ 法人等向け	2,042	81	2,029	81
④ 中小企業等・個人向け	3,073	122	3,101	124
⑤ 抵当権付住宅ローン	962	38	801	32
⑥ 不動産取得等事業向け	35	1	38	1
⑦ 三月以上延滞等	206	8	198	7
⑧ その他	2,815	112	2,572	102
(2)証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,110	44	1,103	44
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	13,332	533	12,970	518

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 (地区別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引					
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
国	内	33,224	32,740	75	66	3,092	3,241	—	—	481	437
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		33,224	32,740	75	66	3,092	3,241	—	—	481	437
製 造 業		515	434	2	—	—	—	—	—	120	120
農 業、林 業		434	446	41	39	—	—	—	—	8	—
漁 業		5	6	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		1,520	1,361	1	0	—	—	—	—	29	18
電気・ガス・熱供給・水道業		201	108	0	0	100	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		14	11	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		290	276	0	0	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		1,434	1,373	3	2	—	—	—	—	—	27
金 融 業、保 険 業		14,934	15,333	0	0	1,378	1,510	—	—	—	—
不 動 産 業		125	146	—	—	—	—	—	—	86	85
物 品 賃 貸 業		11	6	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		70	88	—	0	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		790	749	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		714	658	—	0	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業		205	244	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育・学 習 支 援 業		—	0	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉		9	6	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,914	1,756	—	0	100	100	—	—	164	103
そ の 他 の 産 業		77	53	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		2,824	3,016	—	—	1,498	1,631	—	—	—	—
個 人		6,059	5,648	24	20	—	—	—	—	71	82
そ の 他		1,052	1,009	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		33,208	32,740	75	66	3,077	3,241	—	—	481	437
1 年 以 下		16,521	18,743	0	1	—	700	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		5,142	5,263	5	2	700	—	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		3,955	3,618	4	6	—	—	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		627	1,160	4	4	100	537	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		1,786	1,055	6	—	895	629	—	—	—	—
10 年 超		2,275	1,341	53	52	1,278	1,253	—	—	—	—
期間の定めのないもの		1,716	393	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		1,182	1,164	—	—	103	119	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		33,208	32,740	75	66	3,077	3,241	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれています。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	23年度	7	27	—	7
	24年度	27	20	—	27
個 別 貸 倒 引 当 金	23年度	941	821	119	822
	24年度	821	794	34	786
合 計	23年度	948	849	119	829
	24年度	849	815	34	814

ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	23年度	24年度	23年度	24年度	目的使用		その他		23年度	24年度	23年度	24年度
					23年度	24年度	23年度	24年度				
製造業	51	88	88	90	—	—	51	88	88	90	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	15	19	19	18	—	—	15	19	19	18	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	4	0	0	0	3	—	1	0	0	0	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	77	67	67	66	—	—	77	67	67	66	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	271	265	265	263	—	—	271	265	265	263	—	—
飲食業	10	10	10	—	—	—	10	10	10	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	474	362	362	320	111	32	363	330	362	320	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	35	7	7	32	4	2	31	5	7	32	—	—
合計	941	821	821	793	119	34	822	786	821	793	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	3,340	—	3,357
10	—	1,430	—	1,263
20	1,679	13,236	1,601	13,504
35	—	2,752	—	2,291
50	100	111	190	94
75	—	4,527	—	4,558
100	14	5,034	14	4,742
150	—	98	—	100
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,794	30,532	1,806	29,912

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		766	700	—	—	—	—
①	ソブリン向け	26	9	—	—	—	—
②	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③	法人等向け	197	181	—	—	—	—
④	中小企業等・個人向け	540	508	—	—	—	—
⑤	抵当権付住宅ローン	2	1	—	—	—	—
⑥	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
⑦	三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年度金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

25年3月末時点で、非上場株式15,220千円を保有していますが、保有区分が「売買目的有価証券」または「その他有価証券で時価のあるもの」には該当していません。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ございません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

	平成23年度	平成24年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	222	152

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、99パーセントタイル値または1パーセントタイル値として金利リスクを算出しております。

■役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	21	25
監 事	7	8
合 計	28	33

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

経理・経営内容

■主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経 常 収 益	699,845	669,175	643,591	619,001	596,089
経 常 利 益	▲ 410,897	95,944	124,217	85,074	105,918
当 期 純 利 益	▲ 456,652	83,005	123,676	84,818	103,283
預 金 積 金 残 高	31,161,960	31,216,095	30,399,895	30,613,330	29,914,075
貸 出 金 残 高	16,455,064	15,711,612	15,929,821	15,844,072	14,997,912
有 価 証 券 残 高	3,037,605	2,677,538	2,906,786	3,159,401	3,241,842
総 資 産 額	32,561,143	32,738,410	32,052,351	32,366,382	31,832,436
純 資 産 額	1,177,801	1,337,874	1,471,900	1,583,955	1,742,837
自 己 資 本 比 率 (単 体)	9.42%	10.52%	11.21%	11.78%	12.80%
出 資 総 額	400,561	399,697	397,173	398,737	404,949
出 資 口 数	400,561口	399,697口	397,173口	398,737口	404,949口
出 資 に 対 す る 配 当 金	3,987	12,056	16,084	11,955	12,020
職 員 数	49	44	45	45	45

- (注) 1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。
 2. 自己資本比率(単体)については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則附則第2条第2項の規程により、平成9年度からの記載としております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	23年度	32,399	578	1.78
	24年度	32,075	556	1.73
うち貸出金	23年度	15,894	456	2.87
	24年度	15,311	443	2.89
うち預け金	23年度	13,416	82	0.61
	24年度	13,562	72	0.53
うち金融機 関貸付等	23年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
うち有価証券	23年度	3,011	34	1.15
	24年度	3,119	35	1.13
資 金 調 達 勘 定	23年度	30,888	26	0.08
	24年度	30,522	19	0.06
うち預金積金	23年度	30,896	26	0.08
	24年度	30,505	19	0.06
うち借入金	23年度	—	—	—
	24年度	—	—	—

■粗利益

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
資 金 運 用 収 益	578,225	556,789
資 金 調 達 費 用	26,796	19,150
資 金 運 用 収 支	551,429	537,639
役 務 取 引 等 収 益	32,089	31,040
役 務 取 引 等 費 用	37,097	33,374
役 務 取 引 等 収 支	▲ 5,008	▲ 2,334
そ の 他 業 務 収 益	8,019	6,536
そ の 他 業 務 費 用	54	2,271
そ の 他 業 務 収 支	7,965	4,265
業 務 粗 利 益	554,407	539,570
業 務 粗 利 益 率	1.71%	1.68%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
業 務 純 益	86,461	130,196

■先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分		平成23年度			平成24年度		
		契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
金 利	売 建						
	買 建						
債 券	売 建						
	買 建						
合 計	売 建						
	買 建						
差 引 計							

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金 利 ス ワ ッ プ				
通 貨 ス ワ ッ プ				
先物外国為替取引				
金利オプション(買)				
通貨オプション(買)				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

■経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
人 件 費	283,736	255,669
報 酬 給 料 手 当	235,253	218,394
賞 与 引 当 金 純 繰 入 額	2,413	▲ 3,163
退 職 給 付 費 用	17,950	13,869
社 会 保 険 料 等	28,117	26,569
物 件 費	158,376	156,211
事 務 費	71,786	74,862
固 定 資 産 費	24,838	25,855
事 業 費	10,633	12,427
人 事 厚 生 費	3,015	4,071
預 金 保 険 料	25,724	21,170
固 定 資 産 償 却	22,378	17,823
税 金	5,117	4,581
合 計	447,229	416,461

■総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回(A)	1.78%	1.73%
資金調達原価率(B)	1.53%	1.43%
資金利鞘(A-B)	0.25%	0.30%

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率	0.27%	0.33%
総資産当期純利益率	0.27%	0.32%

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	23	—
その他の業務収益	7,996	6,536
合 計	8,019	6,536

■有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種 類	年 度	取得価格(A)	時価(B)	評価損益(B)-(A)
有 価 証 券	平成23年度	3,119	3,159	40
	平成24年度	2,017	2,141	124
金 銭 の 信 託	平成23年度			
	平成24年度			
デリバティブ等 商 品	平成23年度			
	平成24年度			

- (注) 1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

■役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
役 務 取 引 等 収 益	32,089	31,040
受入為替手数料	18,057	17,776
その他の受入手数料	14,031	13,264
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	37,097	33,374
支払為替手数料	8,582	8,987
その他の支払手数料	13,326	9,899
その他の役務取引等費用	15,189	14,487

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
受 取 利 息 の 増 減	▲31,324	▲21,436
支 払 利 息 の 増 減	▲15,539	▲7,646

■一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
1店舗当たりの預金残高	6,122	5,982
1店舗当たりの貸出金残高	3,168	2,999

■職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
職員1人あたりの預金残高	680	664
職員1人あたりの貸出金残高	352	333

■預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度	
預 貸 率	期 末 残 高	51.75%	50.13%
	期 中 平 残	51.44%	50.19%
預 証 率	期 末 残 高	10.32%	10.83%
	期 中 平 残	9.74%	10.22%



創業60周年祝賀会より

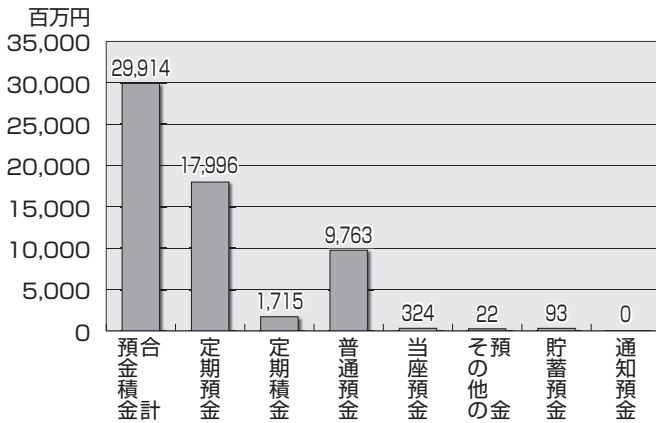
資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	9,706	31.42	10,128	33.20
定期性預金	21,146	68.44	20,333	66.65
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	43	0.14	43	0.14
合計	30,896	100.00	30,505	100.00

■24年度・預金科目別構成グラフ



■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	27,276	89.10	26,601	88.92
法人	3,337	10.90	3,312	11.07
一般法人	3,161	10.33	3,161	10.57
金融機関	5	0.02	4	0.01
公金	170	0.56	146	0.49
合計	30,613	100.00	29,914	100.00

■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度
固定金利定期預金	17,698	16,852
変動金利定期預金	134	123
その他の定期預金	1,119	1,020
合計	18,951	17,996

■財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
財形貯蓄残高	42	39

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	90	0.57	111	0.72
手形貸付	1,451	9.13	1,405	9.18
証書貸付	13,200	83.05	12,658	82.67
当座貸越	1,151	7.24	1,135	7.41
合計	15,894	100.00	15,311	100.00

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	7,703	48.62	7,584	50.57
設備資金	8,140	51.38	7,413	49.43
合計	15,844	100.00	14,997	100.00

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,856	30.44	1,816	32.57
住宅ローン	4,241	69.56	3,759	67.43
合計	6,097	100.00	5,575	100.00

■貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	4,895	37.07	4,817	39.04
変動金利貸出	8,311	62.93	7,523	60.96
合計	13,206	100.00	12,340	100.00

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,325	44.01	1,498	48.03
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	793	26.34	800	25.65
株式	15	0.50	15	0.48
外国証券	770	25.57	699	22.41
その他の証券	105	3.49	105	3.37
合計	3,011	100.00	3,119	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成23年度	—	—
	平成24年度	—	—	967	663
地方債	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
短期社債	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
社債	平成23年度	—	702	95	—
	平成24年度	700	—	99	—
株式	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
外国証券	平成23年度	—	—	100	579
	平成24年度	—	—	100	590
その他の証券	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
合計	平成23年度	—	702	926	1,412
	平成24年度	700	—	1,167	1,253

(注) 残高には「期間の定めのないもの」は含まれておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	476	3.00	404	2.69
農 業 ・ 林 業	246	1.55	255	1.70
漁 業	5	0.03	6	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	1,231	7.77	1,131	7.54
電気・ガス・熱供給・水道業	48	0.30	54	0.36
情 報 通 信 業	14	0.09	11	0.07
運 輸 業 ・ 郵 便 業	270	1.70	258	1.72
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,317	8.31	1,276	8.51
金 融 業 ・ 保 険 業	404	2.55	403	2.69
不 動 産 業	125	0.79	146	0.97
物 品 賃 貸 業	11	0.07	6	0.04
学術研究・専門・技術サービス業	52	0.33	73	0.49
宿 泊 業	783	4.94	742	4.95
飲 食 業	571	3.60	536	3.57
生活関連サービス業・娯楽業	145	0.92	179	1.19
教 育 ・ 学 習 支 援 業	0	0.00	0	0.00
医 療 ・ 福 祉	9	0.06	6	0.04
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,492	9.42	1,377	9.18
そ の 他 の 産 業	77	0.49	53	0.35
小 計	7,287	45.99	6,925	46.18
地 方 公 共 団 体	1,323	8.35	1,382	9.22
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人(住宅消費・納税資金等)	7,233	45.65	6,689	44.60
合 計	15,844	100.00	14,997	100.00

■担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金額	構成比	債務保証見返額	構成比	
当 組 合 預 金 積 金	平成23年度	703	4.44	—	—
	平成24年度	664	4.43	—	—
有 価 証 券	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
動 産	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
不 動 産	平成23年度	7,494	47.30	57	76.00
	平成24年度	6,853	45.70	54	81.82
そ の 他	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
小 計	平成23年度	8,197	51.74	57	76.00
	平成24年度	7,517	50.12	54	81.82
信用保証協会・信用保険	平成23年度	2,111	13.32	15	20.00
	平成24年度	1,946	12.98	12	18.18
保 証	平成23年度	2,093	13.21	2	2.67
	平成24年度	2,114	14.10	—	—
信 用	平成23年度	3,441	21.72	—	—
	平成24年度	3,419	22.80	—	—
合 計	平成23年度	15,844	100.00	75	100.00
	平成24年度	14,997	100.00	66	100.00

■貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	増減額	金 額	増減額
一般貸倒引当金	27	20	20	▲7
個別貸倒引当金	821	▲120	794	▲27
合 計	849	▲99	815	▲34

■リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権は、平成10年に施行された「金融システム改革法」に基づいて平成11年3月期より開示しております。

作成に当たっては、貸出資産の自己査定債務者区分を基準として集計しており、「自己査定による債務者区分」と「金融再生法に準じた債権区分」及び「金融システム改革法に基づくリスク管理債権」の関係を一覧表にして表記いたしましたのでご参照ください。

I. 自己査定と金融再生法に基づく開示債権並びに管理債権との関係

自己査定による債務者区分	金融再生法に準じた債権区分 (貸出金とその他債権を合算しております)		金融システム改革法に基づく リスク管理債権	自己査定の 分類区分の範囲				当組合償却引当概要
	(貸 出 金)	※ (その他債権)		I	II	III	IV	
破 綻 先	破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	同 左	破 綻 先 債 権	○	○	○	○	Ⅲ・Ⅳ分類に対して100%の引当
実 質 破 綻 先			延 滞 債 権	○	○	○	—	
破 綻 懸 念 先	危 険 債 権	同 左	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	○	○	—	—	債権額に対する毀損率により算出し引当
要 注 意 先	要 管 理 債 権	正 常 債 権	貸 出 条 件 緩 和 債 権	○	○	—	—	
			そ の 他 の 先 要 注 意	○	○	—	—	
正 常 先				○	—	—	—	

※ その他債権とは、当該債務者に対する未収利息・仮払金・債務保証見返等の債権をいいます。

II. 「リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況」

平成25年3月末

(単位：千円)

区 分	年 度	貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	平成23年度	181,618	97,442	84,176	100.00%
	平成24年度	132,989	47,209	85,780	100.00%
延滞債権	平成23年度	1,457,216	684,743	737,216	97.58%
	平成24年度	1,397,783	659,558	708,860	97.90%
3か月以上延滞債権	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成23年度	75,266	30,196	6,322	48.52%
	平成24年度	39,420	21,894	3,532	64.50%
合 計	平成23年度	1,714,101	812,381	827,715	95.68%
	平成24年度	1,570,193	728,661	798,172	97.24%

※ リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ.商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。
5. 「担保・保証等(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

III. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

平成25年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23年度	609,061	340,271	268,790	609,061	100.00%	100.00%
	24年度	512,307	272,238	240,069	512,307	100.00%	100.00%
危険債権	23年度	1,029,903	442,045	552,601	994,647	96.57%	94.00%
	24年度	1,018,748	434,813	554,570	989,384	97.12%	94.97%
要管理債権	23年度	75,266	30,196	6,322	36,518	48.52%	14.03%
	24年度	39,420	21,894	3,532	25,426	64.50%	20.15%
不良債権計	23年度	1,714,232	812,512	827,715	1,640,227	95.68%	91.79%
	24年度	1,570,476	728,945	798,172	1,527,118	97.24%	94.85%
正常債権	23年度	14,232,050	—	—	—	—	—
	24年度	13,519,663	—	—	—	—	—
合 計	23年度	15,946,282	—	—	—	—	—
	24年度	15,090,140	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

IV. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

平成25年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権	I分類額	II分類額	III分類額	IV分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
① 破綻先債権額	—	47,493	7,761	78,019	133,273	85,780
② 実質破綻先債権額	26,149	198,595	32,656	121,633	379,034	154,289
③ 破綻懸念先債権額	63,675	371,137	583,935	—	1,018,748	554,570
④ 要注 意先	要管理先債権額	7,009	39,756	—	46,765	3,532
	その他要注意先債権額	603,280	1,800,557	—	2,403,838	13,100
⑤ 正 常 先 債 権 額	11,108,479	—	—	—	11,108,479	4,276
総 与 信 額	11,808,595	2,457,539	624,352	199,652	15,090,140	815,549

その他の業務

代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全 国 信 用 組 合 連 合 会	17,606	2.58	15,692	2.37
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—	—	—
日 本 政 策 公 庫 (うち教育ローン) (うち農林水産事業)	282,014 (77,764) (200,000)	41.38	256,079 (62,262) (193,817)	38.60
独立行政法人住宅金融支援機構	366,331	53.75	377,947	56.97
独立行政法人福祉医療機構	8,635	1.27	8,152	1.23
独立行政法人中小企業基盤整備機構	7,010	1.03	5,490	0.83
そ の 他	—	—	—	—
合 計	681,597	100.00	663,362	100.00

主要な業務の内容

A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金（譲渡性預金）も取扱っております。

B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越（カードローン含む）、商業手形等の割引を取扱っております。

C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

E 付帯業務

- ①. 債務の保証業務
- ②. 有価証券の貸付業務

③. 国債等の引受け

④. 代理業務

イ. 日本政策公庫の代理貸付

ロ. 商工組合中央金庫の代理貸付

ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付

ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付

ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理貸付

ヘ. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理

ト. 地方公共団体の公金取扱業務

チ. 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑤. 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）

全国信用協同組合連合会

⑥. 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

⑦. 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成23年度末		平成24年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	25,782	10,205	25,183	9,093
	他の金融機関から	37,403	10,926	37,676	11,467
代 金 取 立	他の金融機関向け	1,083	609	1,085	604
	他の金融機関から	3,547	1,981	3,604	2,047

各種サービス手数料一覧

(平成25年7月末日現在)

内国為替・振込手数料

種 類			手 数 料					
			窓 口		A T M			
窓口またはATMご利用の場合			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込		現金による振込	他行カード振込
					非組合員の方	組合員の方		
当 組 合 宛	当組合同一店宛	3万円未満	105円	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
		3万円以上	315円			210円	210円	
	当組合本支店宛	3万円未満	210円			105円	105円	
		3万円以上	420円			315円	315円	
他 行 宛	電 信 扱 い	3万円未満	630円	420円	525円	315円	525円	525円
		3万円以上	840円	630円	735円	525円	735円	735円

※ 定額自動送金は、ATM振込の手数料に準じます。

■各種発行手数料

種	類	手数料	
		冊数	金額
各種発行手数料	手形・小切手帳 交付手数料	小切手帳	1冊 (50枚) 630円
		約束手形帳	1冊 (25枚) 315円
		為替手形帳	1冊 (50枚) 630円
		マル専手形用紙	1枚 525円
	自己宛小切手発行手数料	1枚	525円
通帳・証書・キャッシュカード・ローンカードの再発行※			1,050円
預金残高証明書	1通につき		525円
融資残高証明書			
住宅取得に係る借入金の年末残高証明書			無料
融資証明書	1通につき		3,150円
利息証明書	1通につき		525円

※ 紛失・盗難・汚損（カードについては暗証番号忘れも含む）が対象となります。

■内国為替・取立手数料

種	類	手数料	
取立手数料	当組合本支店所在の手形交換地域内の場合	210円	
	当組合加盟の異なる 手形交換所のもの	普通扱い	630円
		至急扱い	840円
	当組合支払場所本支店宛	210円	
	当組合支払場所同一店内	無料	

■個人情報開示請求手数料

種	類	手数料
個人情報開示請求依頼		無料

■キャッシュサービスご利用手数料

平日	ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
平日	当組合	無料	無料		無料	無料		105円	無料		105円	無料	
	※しんくみお得ねっと				無料			105円			105円		
	※提携金融機関	105円	105円		105円		105円	105円		105円			105円
	ゆうちょ銀行	105円	105円		105円	105円		105円	105円				
	キャッシング	無料			無料			105円					
土曜日	ご利用カード	午前7:00から午前8:45まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで			午後8:00から午後10:00まで		
		105円	105円					105円	105円		105円	105円	
	(株)セブン銀行	午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで			午後8:00から午後10:00まで		
		無料	無料		105円	105円		105円	105円		105円	105円	
日曜日	ご利用カード	午前8:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで					
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金			
	当組合	無料	無料		105円	無料		105円	無料				
	※しんくみお得ねっと	無料			105円								
	※提携金融機関	105円		105円	105円		105円						
(株)セブン銀行	午前8:00から午前9:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで						
	105円	105円					105円	105円					
	午前9:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで						
	無料	無料		105円	105円		105円	105円					
日曜日	ご利用カード	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで								
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金						
	当組合	105円	無料		105円	無料							
	※しんくみお得ねっと	105円											
	※提携金融機関	105円		105円									
(株)セブン銀行	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで									
	105円	105円		105円	105円								

※ 「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。
 ※ 「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。
 ※ □の時間帯はお取扱いできません。

■その他手数料

種	類	回数	手数料
その他	ATM延長時間帯利用手数料	1回につき	105円
	ATM銀行間利用手数料	1回につき	105円
	県内しんくみカード利用平常日・通常時間手数料		無料
	マル専口座開設手数料（割賦販売通知書1通）	1口座につき	3,150円
	不渡手形返却料	1通につき	630円
	取立手形・小切手組戻料		
	振込組戻料		
取引明細照会手数料（COM）※	1枚につき	210円	

※取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

■融資関連手数料

種	類	手数料	
融資関連	カードローン口座開設手数料 (第1回目のご利用返済時に自動引落し)	無料	
	住宅ローン取扱手数料 ※①	根・抵当権設定	31,500円
		全国保証(株)保証付	52,500円
	不動産担保設定 手数料 ※②	不動産担保新規・追加・譲渡設定	21,000円
		不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等	10,500円
融資条件変更 手数料 ※③	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退 金利・融資期間変更等	5,250円	
住宅ローン繰上返済手数料	一部繰上	3,150円	
	全部繰上	5,250円	
支払承諾保証書		保証額×0.9%	

※①担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。
 ※②一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料になります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。
 ※③小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。

店舗のご案内

■店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

店名	住所	電話番号
本 しんくみセンター	〒949-6408 南魚沼市塩沢1221番地4	025-782-1201(代)
本 店	〒949-6408 南魚沼市塩沢1198番地	025-782-1151(代)
石 打 支 店	〒949-6371 南魚沼市関1124番地1	025-783-2962(代)
五 日 町 支 店	〒949-7101 南魚沼市五日町387番地1	025-776-2691(代)
津 南 支 店	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字下船渡戊543番地3	025-765-3125(代)
小 出 郷 支 店	〒946-0076 魚沼市井口新田547番地15	025-792-7766(代)

- ① 本部（しんくみセンター）
- ② 本店
- ③ 石打支店
- ④ 五日町支店
- ⑤ 津南支店
- ⑥ 小出郷支店



“しおしん” がもっと便利になりました

本店・石打支店・五日町支店・津南支店・小出郷支店では毎週水曜日は「延長デー」として、仕事の都合で時間に余裕のない方を応援する為に、夜19時まで窓口業務を延長して営業しております。さらに開店8時50分、閉店は、水曜日以外の日も16時まで1時間延長して営業しております。

6月より9月までの期間は「サマータイム」として、朝8時15分より窓口を開店しております。

引続きお客様のために、毎週水曜日は19時まで営業しております。お仕事帰りなどにご利用下さい。

（但し、他の金融機関へのお振込みは翌営業日扱いとなります）



〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198番地
TEL 025-782-1151 FAX 025-782-2714
ホームページ <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>
メールアドレス shinkumi@pluto.plala.or.jp